

愛知県企業庁 設計変更ガイドライン (統合版)

令和6年4月1日

愛知県企業庁

目 次

○設計変更ガイドライン（統合版）について	1
1) ガイドライン策定の背景	
2) 適切な設計変更の必要性	
3) ガイドラインの適用範囲	
4) 設計変更手続きフロー（約款第 19 条・第 20 条・第 21 条）	
 Ⅰ．設計変更ガイドライン	
1．設計変更が不可能なケース	3
2．設計変更が可能なケース	4
1) 基本事項	
2) 留意事項	
3) 変更理由とその例	
4) 設計変更による契約変更の範囲	
5) 設計変更の手続	
6) 契約変更の手続	
3．工期延長・短縮の手続き（約款第 22 条・第 23 条）	7
1) 請負者の請求による工期の延長（約款第 22 条）	
2) 発注者の請求による工期の短縮（約款第 23 条）	
3) 工事中止による工期の変更	
4．設計変更に関わる資料の作成	9
5．関連事項	9
1) 指定・任意の正しい運用	
2) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	
6．設計図書の照査について	11
1) 設計照査の実施の必要性	
2) 設計図書の照査の範囲	
3) 設計図書の照査の範囲を超えるもの	
4) 工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容	

Ⅱ. 工事一時中止に係るガイドライン

1. 工事一時中止に係る手続きフロー（約款第21条）	1 3
2. 工事を中止すべきケース	1 4
1) 基本事項	
2) 工事中止の手続き	
3. 工事一時中止に関わる資料の作成	1 5
1) 基本計画書	
2) 工期短縮計画書	
4. 増加費用	1 7
1) 本工事施工中に中止した場合	
2) 契約後準備工着手前に中止した場合	
3) 準備工期間に中止した場合	
4) 増加費用の設計書における取扱い	
5) 増加費用の事務処理上の取扱い	
5. 参考様式（工事一時中止増加費用見積関係）	1 9

○設計変更ガイドライン（統合版）について

1) ガイドライン策定の背景

公共工事の発注に際しては、円滑かつ効率的な事業執行を図るため、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。しかし、公共工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実であるため、契約時点で設計図書に定められた前提条件が、現地の条件と異なる場合（土質・湧水等の変化等）がある。このように工事を行ううえで施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合があり、設計変更の円滑化を工夫する必要がある。また、工事の施工途中で受注者の責に帰することのできない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。「愛知県企業庁設計変更ガイドライン（統合版）」は、設計変更及び工事一時中止における手続きの流れ等についてまとめ、これを請負者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更及び工事一時中止における対応が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。

2) 適切な設計変更の必要性

品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて、適正な額の請負代金を定める公正な契約を締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

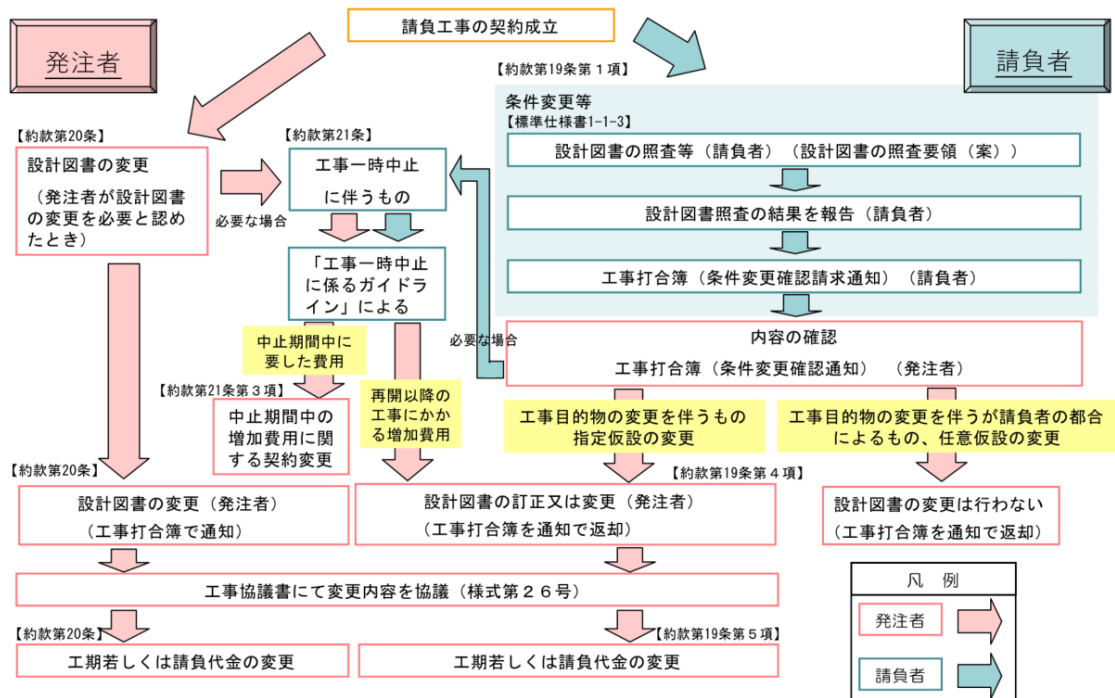
現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）を明示し、設計図書、積算内容との整合が図られることで、設計変更を適切に行うことができる。

また、現に施行中の工事と分離して施工することが困難なものについては、請負者・発注者で協議を行った上で適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととし、この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、「変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない」もしくは、「設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わない」こと等があってはならない。

3) ガイドラインの適用範囲

愛知県企業庁が発注する一般土木工事、浄水場等築造工事、管布設工事、水管橋上部架設工事、管製作接合工事、浄水場（電気、機械、計装等）設備工事、造成工事、緑地整備工事、道路工事、その他これらに類する工事に適用する。なお、工事とは本体工事、仮設工事、またはそれらの一部をいう。

4) 設計変更手続きフロー（約款第19条・第20条・第21条）



◆その他「約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる事項

- ◇第 9 条：特許権等の使用
- ◇第 1 6 条：支給材料
- ◇第 1 8 条：設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第 2 2 条：請負者の請求による工期の延長
- ◇第 2 3 条：発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第 2 6 条：賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第 2 7 条：臨機の措置
- ◇第 2 8 条：一般的損害
- ◇第 3 0 条：不可抗力による損害

I. 設計変更ガイドライン

1. 設計変更が不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。

(ただし約款第27条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない)

- (1) 契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合。

対応例 請負者は約款第19条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を監督員に提出し確認を求める。

- (2) 発注者に条件変更の確認請求をおこなっているが、工事打合簿による回答がない時点で施工を実施した場合。

対応例 条件変更の確認請求による回答は、発注者が約款第19条第3項により調査の終了後14日以内にすることとなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、請負者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。

- (3) 「承諾」で施工した場合。

対応例 承諾とは請負者が自らの都合による施工方法等について発注者に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款第19条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

- (4) 約款及び標準仕様書の手続きを経していない場合。

(約款第 19～25 条、標準仕様書 1-1-15～1-1-17)

対応例 発注者及び請負者は協議・指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続きを行う。

- (5) 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。

対応例 発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係機関調整後に行う。請負者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

2. 設計変更が可能なケース

1) 基本事項

下記のような場合においては設計変更が可能である。

- (1) 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。
- (2) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- (3) 所定の手続き（設計変更の手続）を行い、工事打合簿により発注者から設計変更内容の通知があるもの。
（「通知」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- (4) 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。具体例は下記のとおり。

- ① 現地測量の結果、横断面図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断面計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物への外力条件が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

- (5) 請負者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

2) 留意事項

設計変更にあたっては下記の事項に留意する。

- (1) 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、工事打合簿により通知する。
- (2) 別途発注ではなく、当該事業(工事)で変更することの必要性を明確にし、設計変更は約款第19条5項・第20条にもとづき工事協議書により協議する。

3) 変更理由とその例

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

ア 自然現象、その他不可抗力による場合	
例	○月○日の大雨により、現地盤の変状が確認されたため現地に適合するよう変更する。
イ 他事業及び施行条件等に関連する場合	
例	発生土の搬出先について■■市○○地内の造成工事を予定していたが、工程調整の結果、●●市△△地内の造成工事へ変更する。 ※「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業をいうものとする。
ウ 地元調整等の処理による場合	
例	工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、敷鉄板の敷設を追加した。 ※当庁発注事業の円滑な実施の上やむを得ない場合で、かつ、当庁が実施することが社会的に合理的なものでなければならない。なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。
エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）	
例	工事にあたり、警察協議を行ったところ、交通誘導警備員の配置計画について意見を付されたことから、配置人数を変更する。
例	工事にあたり、警察協議を行ったところ、現道切り回し作業を夜間とするよう意見を付されたことから夜間作業を追加する。

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

ア 推定岩盤線の確認に基づく場合	
例	護岸の施工にあたり河床を掘削したところ、岩盤線が当初想定していた高さよりも低い位置にあったため、護岸が岩着するよう施工範囲を変更する。
イ 地盤支持力の確認に基づく場合	
例	当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更する。

ウ 土質・地質の確認に基づく場合
例 土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更する。
エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
例 埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加変更する。
オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
例 発生したA s 殻にクラック抑制シート等の不要物が混入していたため、処理費用を変更する。
カ 諸経費調整に基づく場合
キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
例 当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多いため、ウェルポイント工法を追加変更する。
ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
例 測量時と現地の状況が改変されており、擁壁高さを変更する。
ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合。

4) 設計変更による契約変更の範囲

設計変更により契約変更のできる範囲は、以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、社会通念上別途工事として施工することができるものは、別件として新たに契約を締結するものとする。

- (1) 設計変更による増加額が、当初契約金額の30パーセント以内の場合
なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が複数回行われても、当初契約金額に対するものとする。
- (2) 設計変更による増加額が、当初契約金額の30パーセントを超えるものであって、現に施工中の工事と分離して施行することが著しく困難な場合
- (3) 設計変更により減額する場合

5) 設計変更の手続

設計変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく変更設計書を作成するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、工事協議書（様式第26）を契約者と取りかわしたうえで工事を進めることができるものとする。

- (1) 工事現場の状態が早急に措置しないと円滑な施工管理に支障をきたすと認められる場合。
- (2) 変更の内容が軽微で、変更見込金額が当初契約金額の20パーセント未満で、かつ6,000万円未満の場合

6) 契約変更の手続

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。
ただし、5) 設計変更の手続の(1)又は(2)によるときは、次の各号により処理するものとする。

- (1) 設計変更に伴う契約変更の手続は、工期の末前10日(変更設計書の提出は、工期末前15日)までに完了するものとする。
- (2) 債務負担行為に係る工事にあっては、各事業年度末及び工期の末前10日(変更設計書の提出は、工期末前15日)までに設計変更に伴う契約変更の手続を完了するものとする。
- (3) 契約者が、部分払を請求するにあたり出来形認定の留保期間が長期にわたるため、著しく不利と認められる場合にあっては、出来形認定の留保期間が長期にわたらないよう設計変更に伴う契約変更を完了するものとする。

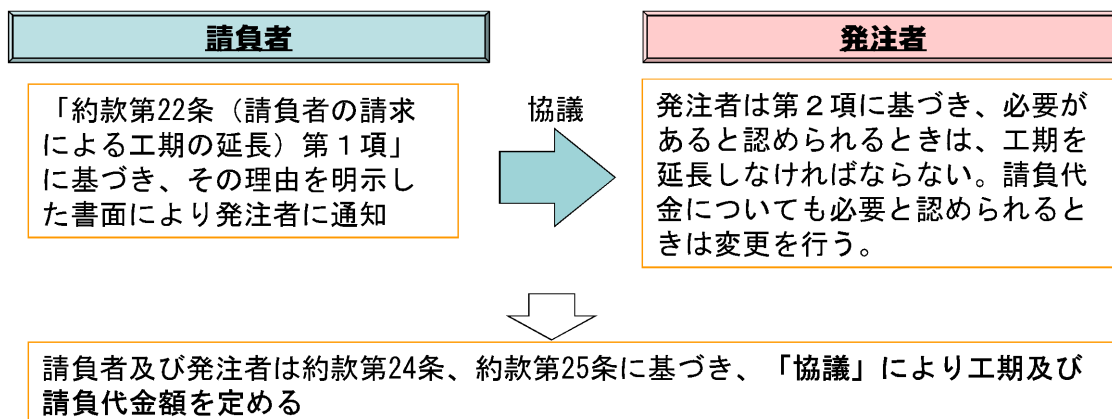
3. 工期延長・短縮の手続き(約款第22条・第23条)

1) 請負者の請求による工期の延長(約款第22条)

請負者は、天災等、関連工事の調整協力、その他請負者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

◆工期の延長が可能なケース

ア. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
イ. その他請負者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

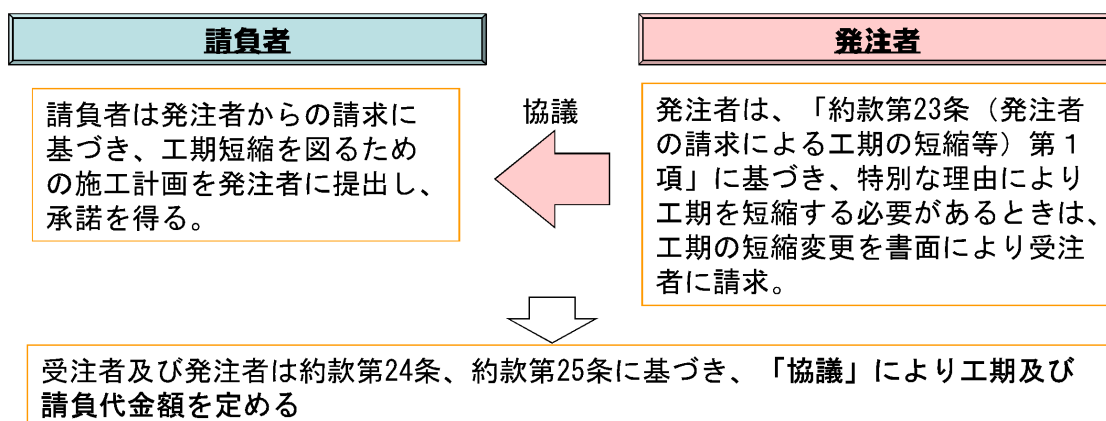


2) 発注者の請求による工期の短縮（約款第23条）

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に書面にて請求することができる。

◆工期の短縮が可能なケース

- ア．工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- イ．関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ．その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合



3) 工事中止による工期の変更

工事を中止した場合において、「必要があると認められるとき」※は、工期が変更されなければならない。中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工期の変更を行う。

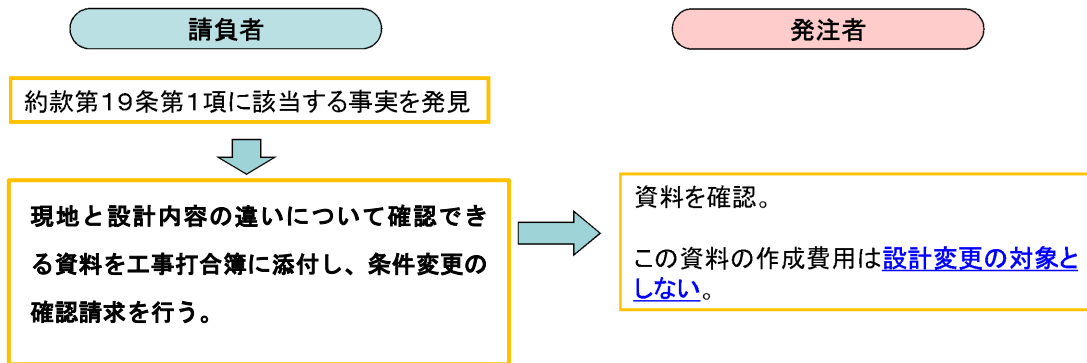
※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◆工期の変更

- 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

4. 設計変更に関わる資料の作成

請負者は、当初設計等に対して約款第19条第1項に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



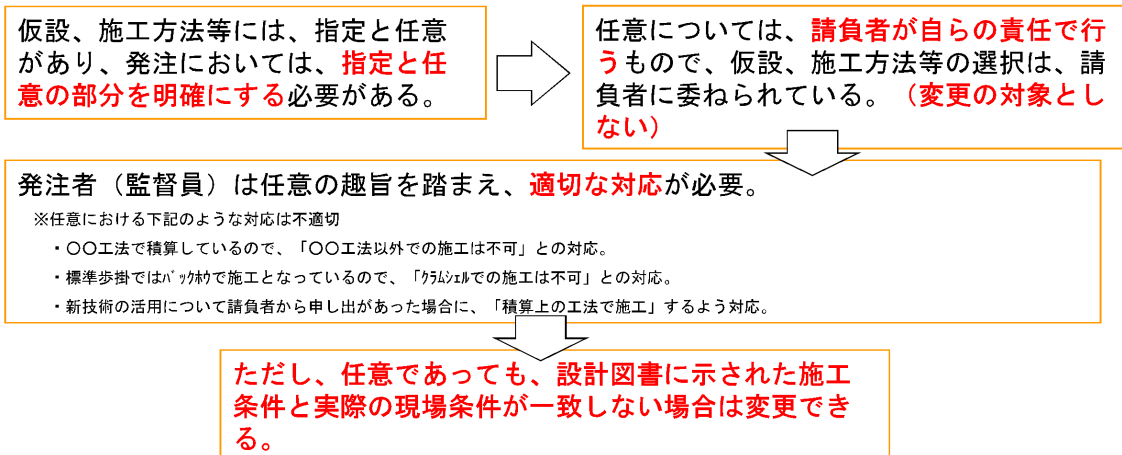
※請負者は、構造計算等の照査を行うものの、新たな比較設計や構造計算を行う必要はない。新たな比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

5. 関連事項

1) 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ①任意の仮設・施工方法等については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任による自主的な選択が原則である。
- ②任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。
- ③ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。



◆指定と任意の考え方

項目	任意	指定
設計図書	工事材料、数量及び施工方法等について具体的に指定しない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある)	工事材料、数量及び施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付けられる)
施工方法等の変更	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	発注者の指示又は承諾が必要
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象としない	設計変更の対象とする
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

2) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・ 入札参加者は、発注者から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。
- ・ 公告及び入札関係図書に対して疑義がある場合は、質問を行う。
（公告文参照）

【契約後】

- ・ 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「工事打合簿」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。
また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。（標準仕様書 1－1－3 設計図書の照査等）

6. 設計図書の照査について

1) 設計照査の実施の必要性

約款及び標準仕様書において設計照査の実施は請負者の責務と記載されている。

(1) 約款第19条（条件変更等）

請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

(2) 標準仕様書第1編総則編第1章総則 1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、その事実が確認できる資料を添付した「工事打合簿」を監督員へ提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、発注者は設計変更の照査以外の書面の追加については、契約書第20条によるものとし、監督員の指示によるものとする。

2) 設計図書の照査の範囲

●標準仕様書により請負者が作成する資料の範囲

①現場地形図・・・・・・実測横断図

設計図との対比図・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図

取合い図・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記

施工図・・・・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料は、現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする

注1) 更なる追加資料とはP12(2)最終行「更に詳細な説明または書面の追加」を指す

注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。請負者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

3) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

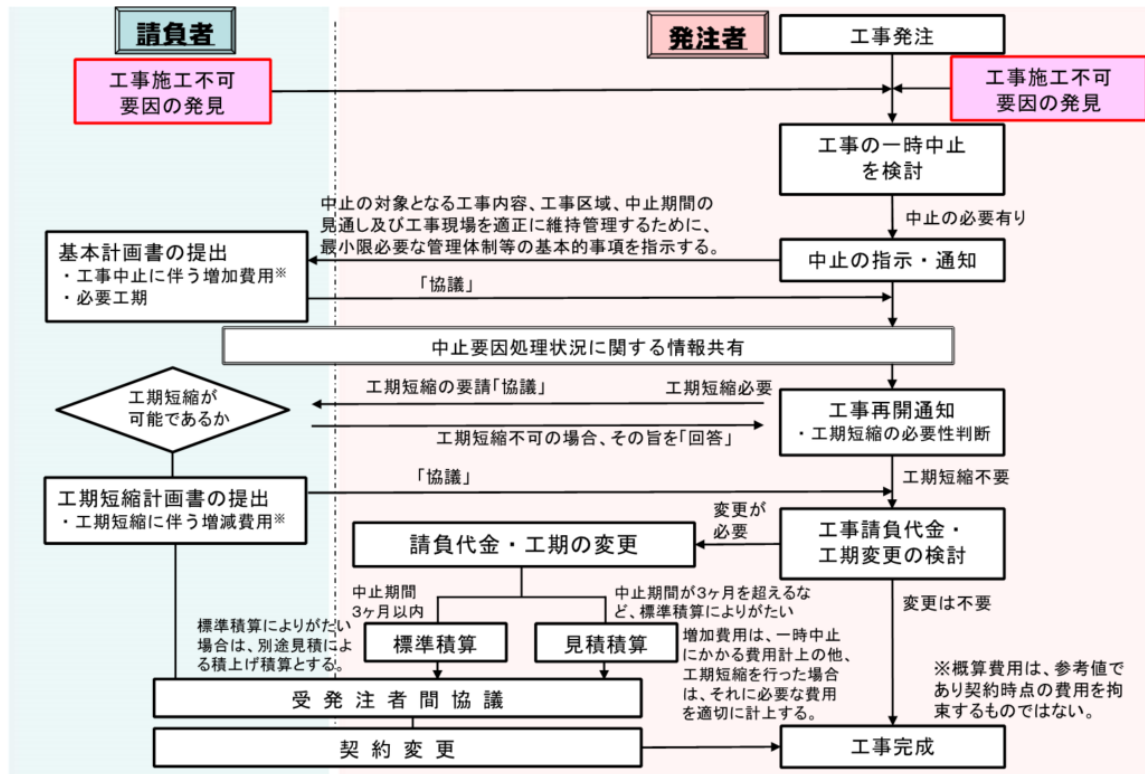
(設計照査の範囲をこえるものの事例は本ガイドラインP.4を参照。)

4) 工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事請負者は、約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、一般事項については、「設計図書の照査要領(案)」の照査の項目を実施する。

Ⅱ. 工事一時中止に係るガイドライン

1. 工事一時中止に係る手続きフロー（約款第21条）



2. 工事を中止すべきケース

1) 基本事項

請負者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに行わなければならない。請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、下記の2つが規定されている。

- (1) 工事用地等の確保ができない等のため、請負者が工事を施工できないと認められるとき。具体例は下記のとおり。

- ① 工事用地等の確保ができない等のため、請負者が工事を施工できないと認められる場合
- ② 設計図書と実際の施工条件の相違が発見されたため施工を続けることが不可能な場合

- (2) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負者の責に帰することができないものにより工事的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるとき。具体例は下記のとおり。

- ① 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合
- ② 地形等の物理的な変動や妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為により工事を施工できない場合

2) 工事中止の手続き

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の一時中止箇所、現在の出来形、一時中止の理由、一時中止期間中の管理体制等を請負者に通知（様式第52）しなければならない。

◆工事の中止期間

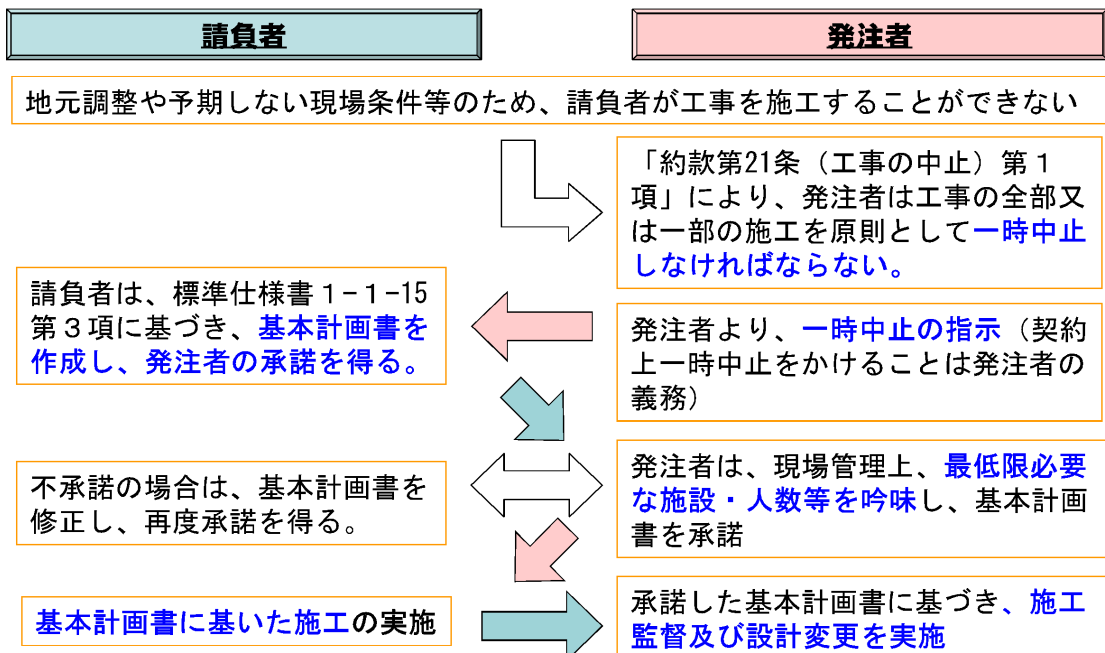
- 請負者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- 発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- 中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、請負者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。
- 中止期間中においては、工事施工出来ない要因の処理状況について適宜受発注者間で情報共有を行い、今後の見通しなどを共有すること。

3. 工事一時中止に関わる資料の作成

1) 基本計画書

- (1) 工事を中止した場合において、請負者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。【標準仕様書第1編1-1-15】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。



- (2) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、請負者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

◆記載内容

- 基本計画書作成の目的
- 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- 工事再開に向けた方策
- 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

◆管理責任

- 中止した工事現場の管理責任は、請負者に属するものとする。
- 請負者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

2) 工期短縮計画書

- (1) 発注者は一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、請負者と工期短縮について協議し合意を図る。
- (2) 請負者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

◆記載内容

- 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

4. 増加費用

1) 本工事施工中に中止した場合

増加費用等の適用は、工事の一時中止指示に伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に適用する。増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

◆中止に伴う増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。なお、増加費用の算定は積算基準に基づき積算する。

◆工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）の増加費用の考え方

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例：工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

②工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの
・・・【増加費用を見込む】

例：想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず、工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合

例：自然災害で被災を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

③工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】

例：工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

2) 契約後準備工着手前に中止した場合

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合、一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(注) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

3) 準備工期間に中止した場合

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合、増加費用の算定は、請負者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

(注) 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

4) 増加費用の設計書における取扱い

- 増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

5) 増加費用の事務処理上の取扱い

- 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、変更契約するものとする。
- 増加費用は、受注者の請求（様式第54の3）があった場合に参考様式により依頼する。
- 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

5. 参考様式（工事一時中止増加費用見積関係）

（参考様式）

第 号 年 月 日 様 愛知県公営企業管理者 企 業 庁 長 （ 所 長 ） 工事の一時中止に伴う増加費用の見積について（依頼） 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用について、見積を提出されたい。 記	
工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
一 時 中 止 の 期 間	年 月 日 日間 年 月 日
担当 電話 内線	

(参考様式)

年 月 日 愛知県公営企業管理者 企 業 庁 長 殿 (所 長) 請負者 住 所 (所在地) 氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕 工事の一時中止に伴う増加費用の見積について 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用を見積もったので関係資料を添えて提出します。 記	
工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
一時中止の期間	日間 年 月 日 年 月 日
増 加 費 用	金 円
増加費用の内訳	別紙のとおり

※増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。